

戸籍抄本について

教員免許状に関する各種申請において、免許状や更新等証明書（以下、「免許状等」といいます。）に記載された氏名・本籍地と現在の氏名・本籍地が異なる場合には戸籍抄本の提出をお願いしていますが、戸籍の異動状況によっては、現在の戸籍抄本のみでは内容が不足する場合があります。その場合は、戸籍抄本のほかに、これまでの異動歴がわかる公的書類の提出をお願いします。

○戸籍の異動状況別の必要書類○

戸籍の異動状況	戸籍に関する必要書類
【氏名・本籍地の変更が1回の場合】	現在の戸籍抄本のみで可（従前戸籍の記載があるもの）。
（例）本籍地が「福岡県」→「大分県」へ異動しているケースで、免許状等に記載の本籍地が「福岡県」の場合	※現在の戸籍抄本を取れば、通常その1枚で「福岡県」から「大分県」へ異動したことがわかるため、現在の戸籍抄本のみで可。
【氏名・本籍地の変更が複数回ある場合】	現在の戸籍抄本（従前戸籍の記載があるもの）に加え、免許状等に記載されている氏名・本籍地から、従前戸籍の内容に至るまでの経緯がわかる書類が必要。
（例）本籍地が「福岡県」→「長崎県」→「大分県」へ異動しているケースで、免許状等に記載の本籍地が「福岡県」の場合	※現在の戸籍抄本のみでは「長崎県」→「大分県」の異動しか確認できないため、別途「福岡県」→「長崎県」へ異動したことがわかるものが必要。

【Q&A】

- Q 1：戸籍抄本の有効期間はありますか？**
 ⇒発行から3ヶ月以内のものを有効な書類として受理しますので、3ヶ月を超えているものは再取得をお願いします。
- Q 2：戸籍謄本でもよいですか？**
 ⇒必要事項が確認できれば、戸籍謄本（全部事項証明）でも可としています。
- Q 3：住民票でよいですか？**
 ⇒住民票は現在の氏名・本籍地が確認できるに過ぎないため、住民票では受理できません。
- Q 4：氏名・本籍地の変更が複数回ある場合、戸籍抄本のみでは足りないとのことですが、具体的に何という名前の書類をとればよいですか？**
 ⇒改製原戸籍や除籍謄本が考えられますが、詳細については各市町村の戸籍窓口でご確認いただき、必要な情報が掲載されているものを取得していただくをお願いします。
- Q 5：戸籍抄本を提出するのは、免許状等の氏名・本籍地が現在のものと異なる場合のみでよいですか？**
 ⇒免許状等の氏名・本籍地が現在と同じになっている場合でも、その他提出する書類の中（更新手続における「履修証明書」や授与申請における「学力に関する証明書」等）に現在の氏名・本籍地と異なるものがあれば、戸籍抄本が必要です。

更新講習修了確認証明書

令第 号

氏名 本籍地 大分県

昭和 年 月 日生 (西暦 年 月 日)

大分県教育委員会 印

令和 年 月 日

記

右の者は、左記の免許状を有し、免許状更新講習の課程を修了したことを教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第二項の定めるところにより確認する。
 次の修了確認期限は同条第三項第一号の定めるところにより
 令和十四年三月三十一日（西暦2032年3月31日）とする。

次修了確認期限 令和14年3月31日 (西暦2032年3月31日)

【既に1度更新等手続をしている方が2回目の手続をする場合】
 この証明書に記載の氏名・本籍地（丸囲み部分）と現在の氏名・本籍地が異なる場合に戸籍抄本が必要

中学校教諭1種免許状

氏名 本籍地 大分県

平成 年 月 日生 (西暦 年 月 日)

大分県教育委員会

令和 年 月 日

記

右の者に教育職員免許法第六条の定めるところにより左記の教科について中学校教諭1種免許状を授与する。

基礎資格 教諭の普通免許状を有する

教育機関名等 十二単位以上修得の分野名

修得単位 卒業又は修了の年月日

資格認定試験 教科及び教職に関する科目

有効期間の満了の日 令和 年 月 日

備考 試験実施機関

合格年月日

【初めて更新等手続をする場合】
 所有する免許状に記載された氏名・本籍地（丸囲み部分）と現在の氏名・本籍地が異なる場合に戸籍抄本が必要
 ※免許状を複数枚所持している場合、1枚でも異なるものがあれば必要となる

有効期間の満了の日 令和14年3月31日 (西暦2032年3月31日)